

# 令和7年度 名勝満濃池整備事業設計業務 仕様書

## 第1条 総則

本仕様書は、まんのう町（以下「発注者」という）が委託する令和7年度 名勝満濃池整備事業設計業務（以下「本業務」という）に関して、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 業務概要

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 業 務 名 令和7年度 名勝満濃池整備事業設計業務
- (2) 場 所 仲多度郡まんのう町神野・吉野・七箇地内
- (3) 期 間 契約締結日 ～ 令和8年3月27日
- (4) 構造規模 名勝満濃池 ガイダンス施設周辺 428.7 m<sup>2</sup>  
視点場①及び周辺 350.0 m<sup>2</sup>
- (5) 業務の目的

本業務は、名勝満濃池の歴史的・文化的価値及び豊かな自然環境を最大限に活かし、来訪者がその魅力を多角的に享受できる空間を創出することを目的とし、かつ「令和5年度名勝満濃池整備基本計画」の「活用のための整備に関する計画」の推進に資するため、名勝満濃池整備事業設計業務を行うものとする。

### (6) 業務内容

|                   |     |
|-------------------|-----|
| ガイダンス施設基本設計業務     | 1 式 |
| 視点場①および周辺整備実施設計業務 | 1 式 |
| 打合せ業務             | 1 式 |
| 資料作成業務            | 1 式 |
| 鳥瞰図作成業務           | 1 式 |

## 第3条 準拠する法令等

本業務の実施に際しては、業務委託契約書及び本特記仕様書によるほか、次の関係法令及び諸規則等に基づいて実施するものとする。

- 1 文化財保護法
- 2 測量法
- 3 まんのう町公共測量作業規定
- 4 その他関係する法令および規程

## 第4条 計画準備

受注者は作業実施にあたり与条件の確認及び必要な調査を行い、業務計画書を作成し発注者の了承を得るとともに、業務に必要な資料の収集を行うものとする。

## 第5条 ガイダンス施設基本設計業務

ガイダンス施設基本設計業務は以下のとおりとする。業務の実施にあたっては名勝満濃池保存活用計画及び本事業の目的を理解し、関係法令を遵守し、発注者の承認を得て進めるものとする。なお、必要に応じて名勝満濃池保存活用整備専門委員会での助言・指導を得るものとする。

### 1 基本設計の検討

- ・現地調査（既存施設、敷地周辺環境、地形、既存インフラ、地質、周辺景観等）及び既存資料調査を行う。
- ・施設のコンセプト、機能構成、空間構成、来訪者の動線計画、周辺施設との連携計画を検討する。
- ・平面計画、立面計画、断面計画、構造計画、設備計画（電気、給排水、空調等）、防災計画を検討する。
- ・ユニバーサルデザイン及び環境負荷低減（省エネルギー化、自然素材の活用等）に配慮した設計を行う。

### 2 展示施設の機能整理とゾーニング

- ・満濃池の歴史・文化・自然に関する展示内容を検討する。
- ・情報提供手法（デジタルコンテンツ、解説パネル等）を検討する。

### 3 基本設計図の作成

- ・配置図、平面図、立面図、断面図、構造概要図、仕上表、植栽計画図等を作成する。

### 4 概算工事費の算出

- ・設計内容に基づいた詳細な概算工事費の積算（内訳明細を含む）を行う。

### 5 基本設計説明書の作成

- ・設計方針、コンセプト、各部詳細説明、関連法規への適合性説明等を作成する。
- ・その他、設計に必要な打合せ議事録、検討資料等を作成する。

## 第6条 視点場①および周辺整備実施設計業務

視点場①および周辺整備実施設計業務は以下のとおりとする。業務の実施にあたっては名勝満濃池保存活用計画及び本事業の目的を理解し、関係法令を遵守し、発注者の承認を得て進めるものとする。なお、必要に応じて名勝満濃池保存活用整備専門委員会での助言・指導を得るものとする。

### 1 実施設計の検討

- ・現地調査（現況測量、地形調査、植生調査、地質調査等）を行う。
- ・視点場としての機能、周辺との関係性、アクセスルート、休憩機能等を検討する。
- ・施設設計（ベンチ、サイン計画、照明計画、転落防止柵等）の詳細検討を行う。
- ・園路・舗装計画（周辺園路の整備計画、舗装材の選定、排水計画）及び植栽計画（満濃池の景観に配慮した植栽計画、維持管理の容易さ、在来種の使用検討等）を行う。
- ・構造設計（整備施設の構造計算、安全性の確保）を行う。

### 2 実施設計図の作成

- ・配置図、平面図、立面図、断面図、詳細図、構造図、構造計算書、設備図等を作成する。

### 3 数量計算及び概算工事費の算出

- ・詳細な数量計算及び工事費積算（詳細内訳明細を含む）を行う。

### 4 実施設計説明書の作成

- ・設計方針、コンセプト、各部詳細説明、関連法規への適合性説明等を作成する。
- ・特記仕様書（工事に必要な仕様の記載）を作詞する。
- ・その他、設計に必要な打合せ議事録、検討資料等を作成する。

## 第7条 業務実施体制

受注者は、本業務の円滑かつ的確な遂行のため、本業務に精通した業務責任者を配置するものとする。

### 1 業務責任者

- ・類似業務実績：国指定文化財に関わる公園施設、歴史的建造物、重要ため池等の設計業務、または満濃池と同規模以上の名勝の設計実績において、豊富な経験と実績を有すること。
- ・専門性：歴史的な水辺空間の整備計画、名勝地の景観保全、植生に関する深い専門知識を有すること。
- ・資格：登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を有すること。

### 2 業務実施体制図及び経歴書の提出

受注者は、業務着手時に、本業務の実施体制を明確にした業務実施体制図、並びに業務責任者の経歴書（氏名、学歴、職歴、業務実績、保有資格等を記載）を提出し、発注者の承認を得るものとする。協力会社または外部専門家との連携体制が必要な場合は、体制図に明記すること。

### 3 情報管理及び緊急時対応

受注者は、本業務を通じて知り得た情報管理体制を確立し、情報漏洩防止に万全を期すものとする。また、緊急事態発生時の連絡体制及び対応策を事前に整備し、発注者に報告するものとする。

## 第8条 関連資料の提供及び閲覧

発注者は、本業務の遂行に必要な以下の関連資料を、受注者からの請求に基づき貸与または閲覧に供するものとする。

- 1 令和5年度名勝満濃池整備基本計画
- 2 堰堤・視点場整備検討資料
- 3 名勝満濃池のこれまでの調査報告書、図面等
- 4 その他、発注者が指定する資料

なお、貸与期間、閲覧場所、持ち出しの可否等については、別途発注者と協議の上定めるものとする。

## 第9条 打合せ・協議業務

受注者は、本業務の実施にあたり、円滑な遂行を図るため、発注者と密接な連絡をとるとともに、以下の内容で打合せ及び協議を行うものとする。

- 1 定例打合せ：業務着手時及び業務の主要な時点において、進捗状況、課題、検討内容等について協議する。原則として月1回以上開催するものとし、必要に応じて臨時に開催できるものとする。
- 2 専門委員会への協力：まんのう町が開催する名勝満濃池保存活用整備専門委員会（計3回を想定）の開催に協力し、専門委員会からの助言・指導を踏まえ、設計方針及び条件等について協議を行うものとする。
- 3 現地確認：監督職員と共に現地にて設計内容の確認を行うものとする。
- 4 記録：打ち合わせの都度、議事録を作成し、発注者の確認を得て保管するものとする。
- 5 報告：発注者の指示があった場合は、本業務の進捗状況の報告（資料提供含む）を行うものとする。

## 第10条 資料作成業務

上記打合せ業務とは別に、まんのう町が開催する名勝満濃池保存活用整備専門委員会（3回）の開催に協力する。

## 第11条 鳥瞰図作成業務

本業務について、完成イメージを視覚的に表現するための鳥瞰図を作成するものとする。作成にあたっては、発注者と協議の上、施設の魅力や全体像が伝わるアングルを複数設定し、高解像度データ及び印刷物として納品するものとする。

## 第12条 成果品

本業務により作成される成果品は以下のとおりとする。各成果品の提出時期については、別途協議の上、業務工程表に定めるものとする。

- 1 ガイダンス施設基本設計成果品
  - ・基本設計図書一式（配置図、平面図、立面図、断面図、構造概要図、仕上表、植栽計画図、その他設計に必要な図書を含む。）
  - ・設計説明書（設計方針、コンセプト、各部詳細説明、関連法規への適合性説明等を含む。）
  - ・概算工事費積算書（内訳明細を含む。）
- 2 視点場①および周辺整備実施設計成果品
  - ・実施設計図書一式（配置図、平面図、立面図、断面図、詳細図、構造図、構造計算書、設備図、その他設計に必要な図書を含む。）
  - ・設計説明書（設計方針、コンセプト、各部詳細説明、関連法規への適合性説明、特記仕様書等を含む。）
  - ・工事費積算書（詳細内訳明細を含む。）

#### 4 鳥瞰図作成成果品

- ・完成予想鳥瞰図（複数アングル、高解像度データ、印刷物）

#### 5 共通成果品

- ・業務計画書、中間報告書、最終報告書等の各種報告書。
- ・設計検討過程で必要となる各種検討資料、プレゼンテーション資料等。
- ・打合せ議事録。
- ・関連資料一式（写真、調査データ等）。
- ・成果物の電子データ（CAD データ、PDF データ、その他指定フォーマット）。
- ・各業務の工程管理表、進捗報告書。
- ・各種申請図書作成支援資料（必要となる許認可申請に関する図書作成を支援するもの）。

### 第 13 条 成果品の帰属等

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく成果品を他に公表、貸与または使用してはならないものとする。

### 第 14 条 その他

本仕様書に定めない事項および疑義が生じた場合は、発注者受注者協議してこれを定めるものとする。